

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁公安部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局情報通信部長
各警察情報通信部長
各府県(方面)情報通信部長

警察庁丁情対発第217号、丁備企発第111号
平成31年3月27日
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
警察庁警備局警備企画課長

サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進に当たって留意すべき事項について(通達)

「サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進について(通達)」(平成31年3月27日付け警察庁丙情対発第10号ほか)により通達された、サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処を推進するに当たって留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進に当たって留意すべき事項について」(平成24年7月12日付け警察庁丁情対発第159号ほか)は廃止する。

記

1 共同対処協定の締結対象

サイバー犯罪の標的となるおそれが高い金融機関、仮想通貨交換事業者、データセンター事業者、オンラインショップ事業者等を締結対象とすること。

また、社会的反響が大きいサイバー犯罪が発生した場合など、前記以外の民間事業者等との共同対処が必要と認められるときは、必要に応じ、締結対象の追加を検討すること。

なお、既に都道府県警察の警備部門と民間事業者との間で、サイバー攻撃の未然防止等を目的とした情報共有体制が確立されている場合には、本件の共同対処協定の締結に拘泥することなく、既存の窓口を活用し、通報を促すとともに、各部門間で連携した対処を行うなど、本件の共同対処の趣旨に沿った取組を行うこと。

2 セキュリティ関連事業者との関係

近年、民間事業者から委託を受けて、インターネットに接続されたサーバ等に対する不正アクセスやサイバー攻撃の発生を警戒し、防止するウイルス対策ソフト提供事業者、セキュリティ監視サービス提供事業者等のセキュリティ関連事業者の重要性が増している。

そのため、共同対処協定の締結先は民間事業者であるものの、実質的な共同対処

はセキュリティ関連事業者と実施する場合も想定されるので、この委託の有無についても可能な限り把握するなどして、共同対処に当たって齟齬が生じないように努めること。

3 通報を求めるサイバー犯罪及び通報事項

通報を求めるサイバー犯罪の内容については、協定を締結する当事者間で実情に応じて協議して決定することを原則とするが、主として、不正アクセス行為、D o S 攻撃、不正指令電磁的記録の供用行為、フィッシング行為等が想定される。

なお、それぞれの事案内容に応じ、生活安全部門と警備部門等の間で必要な情報共有を図ること。

4 サイバー犯罪捜査

(1) 民間事業者の円滑な事業運営への配慮

民間事業者が、サイバー犯罪被害発生時の警察への通報に消極的になりやすい原因は、捜査協力に伴う事業運営に対する支障であると見られている。民間事業者が保有する証拠の収集に当たっては、民間事業者の事業運営に支障が及ばない方法を選択するなど、民間事業者の円滑な事業運営について配慮すること。

(2) 民間事業者の協力の確保及び積極的な事件化

サイバー犯罪の事件化に当たっては、民間事業者の捜査協力が極めて重要である。民間事業者に事件化の意義やサイバー犯罪が社会に及ぼす悪影響等について丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

5 被害拡大防止措置等

被疑者の検挙、不正指令電磁的記録の解析等捜査の進展に伴い得られた情報の中には、サイバー犯罪の被害再発及び拡大防止に有用なものが含まれている場合がある。このような情報については、捜査活動やその後の公判維持に支障を及ぼさない限り、遅滞なく民間事業者に伝達し、事業者によるサイバー犯罪抑止対策を促進すること。

なお、民間事業者に情報を提供する場合には、捜査幹部が捜査活動への支障の有無を事前に確認すること。

6 サイバー犯罪の発生及び検挙に関する公表

(1) サイバー犯罪の発生公表

サイバー犯罪の発生公表は、被害拡大防止に効果がある一方で、民間事業の運営に影響を及ぼすおそれもある。特定多数を対象としたサイバー犯罪やサイバー攻撃が発生した場合には、その手口を公表することが被害防止につながり、公表の遅れが被害を拡大させるおそれもあることから、民間事業者側に発生公表の必要性や効果を十分説明して理解を求めた上で、公表を行うこと。

なお、発生公表に当たっては、捜査活動への支障の有無、被害の抑止効果を十分に検討した上で行うこと。

(2) サイバー犯罪の検挙公表

サイバー犯罪の検挙公表は、サイバー犯罪の一般予防効果が認められるもので

あり、治安責任を有する都道府県警察としては必要かつ適切な措置といえる一方で、公表による企業イメージの低下や顧客の減少を懸念する民間事業者も少なくない。したがって、公表することが当該民間事業者に対するサイバー犯罪の予防効果があること、当該事業の利用者の安心感の確保につながるものであること等を丁寧に説明し、事業者側の意見を十分に聴いた上で、公表の当否を検討すること。

7 共同対処により得られたサイバー犯罪に関する情報の共有等について

サイバー犯罪捜査によって得られた犯罪手口情報その他サイバー犯罪の防止に有効な情報は、情報通信システムの開発・運用を行う事業者に積極的に提供し、情報通信システムの改良に役立てていく必要がある。

そのため、民間事業者が特定されるおそれがある情報や個人情報を除去した上で、関係省庁や民間事業者団体が実施している各種サイバー犯罪の防止に関する情報共有活動への積極的な情報提供を検討すること。

提供の当否の判断は、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課と警察庁警備局警備企画課が協議して行うこととしているので、都道府県警察にあっては、共同対処により得られたサイバー犯罪に関する情報を随時両課に報告すること。

8 共同対処協定の締結状況に関する年次報告について

警察庁においては、全国の共同対処協定の締結状況を取りまとめ公表する予定であるので、都道府県警察にあっては、毎年、都道府県警察における共同対処協定の締結状況を報告すること。

なお、報告事項、報告時期、報告様式については別途指示する。